

# 磯子カンツリークラブに於ける女性（婦人）の入会について

## はじめに

神奈川県の名門そして人気コースである磯子カンツリークラブ、その会員権価格は2013年初頭の大底圏を境に、ゆるやかにそして時には急激な上昇カーブを描き、右肩上がりの現象で今日に至っている。この動きは年間を通じ売り案件が少なく、反面買い注文が多い状況、それが背景となっている。

この人気は社交を重んじる法人筋のみならず、個人ゴルファーによっても支えられており、特に女性ゴルファーからは熱い視線で見られている。その様な中、女性（婦人）ゴルファーから「どの様にしたら入会出来ますか」という素朴な疑問があがっている点に関し、2023年3月時点での解答を見出し、レポートをまとめてみた。

## 当該クラブに於ける女性（婦人）会員数の現状

名門と言われる多くの倶楽部では女性（婦人）の入会を、制限しているのが一般的である。

女性（婦人）の入会申請は、女性（婦人）名義の会員権を取得後でなければならない、或いは女性（婦人）会員枠に空きが出たならば可能など幾つかの条件を設けており、この様な条件が具体的な制限になっている。これらを突き詰めるならば、究極的には人数制限という事になる。

女性（婦人）の入会を制限する理由は様々なれど、最大公約数的理由は場内施設の狭小さをあげるクラブが多い。とは言え女性（婦人）にとっては、入会する機会を狭められているのも又事実である。

ところで当該クラブでは女性（婦人）の会員数を、正会員及び平日会員を合わせ95名に限定しており、欠員が生じた場合に入会申請する事が出来る。2023年2月末時点で定員枠は埋まっており、10名前後の方々が、ウェイティングリストに名を連ね待機している様だ。

当該クラブに於いて女性（婦人）会員権なる種別は、存在していない事から、空きが出て自らに権利が発生した場合、市場を通じ当該クラブ会員権を取得する事で、入会申請が可能となる。その場合、取得した会員権の名義が、男性であっても当然問題は無い。

この様に見て来ると、入会に対する期待感も膨らんでくる、がしかし現実には厳しい。これから先の情報は、決して入会希望者へ、希望を持たせるものではない。というのも現時点での女性（婦人）会員数は、95名では無く約140名が在籍している様なのだ。規定数と大きく乖離している。

なおこの140名ほどと言う数字は、様々な関係者から著者が独自に蒐集し得られた情報で有り、当該クラブにより公表された数字では無い点に留意し、読み進めて頂きたい。

140名近い女性（婦人）が在籍しているという事は、単純に約40名が規定よりオーバーしている事になる。では何故にこのような現象が起きているのだろうか。この不可思議な現象を理解する為には、法人会員と相続継承について直視して行く必要が有る

## 法人会員となる事で女性（婦人）の入会が可能となる

当該クラブでは特例として法人会員の登録者（記名者）が、女性（婦人）であっても入会を認めている。ではどのような手続きを取ったならば、法人会員になれるのだろうか。

当該クラブの法人会員は、個人会員2口にて法人名義へ書き換える事が可能となり、その費用は単純に個人会員権取得費用の2倍である。とりあえず正会員1口分の概算費用を関東ゴルフ会員権取引業協同組合が、2023年3月3日（金）に公表した3月2日時点での会員権相場から、算出してみたのが下記一覧表である。

なお今回この表では、通常取引時に行われる年会費の清算や、会員権業者へ支払われる手数料などは除外し、一瞥し易い様に表記している。また価格は売り買いの中値である。

正会員1口の入会費用概算（税込）			
会員権価格（中値）	名義書換料	入会預託金	合計金額
26,000,000円	3,300,000円	5,000,000円	34,300,000円

上記合計金額の2倍のコストをかける事で、正会員権2口を取得出来る訳だが、その費用は6,860万円にも上る。これだけの費用をかける事で法人名義となり、女性（婦人）の入会が可能となる。

裏技とも思えるのだが、正真正銘、正規での入会である。

気になるのが入会申請に当たっての法人格だが、特段上場企業でなければならない等の縛りは無く、順序良俗に反しない仕事を手掛けている企業であれば、入会申請は可能としている。この点は大変間口が広く、ある意味ほとんどの企業が対象になる訳だ。

とは言え6,860万円ほどの金額をゴルフ会員権に費やせるのは、一口に言って儲かっている企業でなければ到底出来ない話でもある。

## 物故男性名義を相続継承にて女性名義へ書き換えが可能

ここ迄で女性（婦人）が当該クラブ会員になる為の方策として、法人会員となれば可能である事を学んで来たが、このページでは新たなケースがある事を知る。それは夫或いは父親が亡くなった場合、その会員権は法定相続人である女性（婦人）へ、名義書換が可能である事だ。

当該クラブでは相続継承について大変寛容であり、男性名義から女性名義へ変更出来るのだ。また当然ながら物故となった女性（婦人）会員権は、法定相続人である女性（婦人）が、継承手続きにより入会出来る。このようなケースで女性（婦人）が入会出来ている。

なお生前贈与により、女性（婦人）名義への書換も可能な様だ。現会員・名義人の身体的理由により、例えばプレーすること自体が困難、或いは生命そのものが危機的状況などの場合に限り認められており、この手続きは一般的な書換では当然無く、止むを得ない場合に認められている特殊な手続きと捉えた方が良い様だ。

生前贈与に関する手続きをたてに、当初より女性（婦人）の入会そのものを目的として、便宜的に男性が入会した後、女性（婦人）へ贈与したいなどの申請については、（如何なものか）と当該クラブでは疑問視しており可能性は無い。様々な関係者の声を総合すると、2023年3月初旬から数年に及ぶ過去を振り返り、入会実例は皆無との事だ。

### 相続継承費用が割安

では実際、相続継承手続きにかかる費用は、どの様なものだろうか。一般入会と相続継承を対比したのが、下記一覧表である。

正会員1口に於ける一般入会と相続継承の入会費用対比（税込）				
	名義書換手続	名義書換料	入会預託金	合計金額
①	一般的入会手続き	3,300,000円	5,000,000円	8,300,000円
②	相続継承（物故者・入会預託金支払無）	550,000円	支払い無い状態で継承可	550,000円
③	相続継承（物故者・入会預託金納入済）	550,000円	納入済金額のまま継承可	550,000円

上記表の②と③が注目される。物故者がその昔入会手続き時に、入会預託金を取めた、納めない、その有無にかかわらず相続継承者の負担額は、550,000円で済むのである。当該クラブへ支払う費用が、一般入会の十五分の一で済むので有るから、継承者にとっては大変魅力的である。

当該クラブの会員権価格は、時代の変化に関わらず相対的に高く、そして尚且つ継承費用が安価となれば、権利者が自らの名義へ替えておきたいと言う動機は、極々自然な発想なのだと思う。物故者の会員権を法定相続人が継承する、この流れは一般的に多いのだと思われる。

相続継承であれば女性（婦人）名義へ書き換えられる、そしてこの費用が安価、これ等の要素が既存の女性（婦人）会員数が、減少して行かない一つの要因の様にも推察出来る。クラブが会員を大切にするとする姿勢・側面は、会員にとっては大変有難い事ではあるのだが。

### 当該クラブに於ける一般女性（婦人）の入会についてのまとめ

この様に見て来ると、一般手続きを経ての女性（婦人）の入会は厳しく、95名と言う女性会員数の規約改定無くしては、絶望的とも言える。

現在在籍している約140名が、少しずつ減少し95名に達すると言うのは、何か特殊事情が大きく影響しない限り困難な様にも思える。とは言えその様な日が何時しか来るのかも知れないが、現時点で考える事

自体、徒労の様に思える。

此れ迄様々なケースで、女性（婦人）の入会について、考察して来た。例えば現会員が物故となる事での継承手続きは、1 人の人間の死と言う不可抗力的側面からの手続きであって、新規入会とはかけ離れた内容である。

2023 年 3 月時点で得られた現実的内容は、法人会員として手続きを取る事が、新規入会に於ける最善・最適な方法なので有る。

此れが総括的結論である。

2023 年 3 月 9 日

文\_\_大野良夫

● Yoshio Oono

日本ゴルフジャーナリスト協会 会員